

生ごみ減量処理機補助金申請に係る注意事項

申請するにあたり、以下の「申請前チェックリスト」と「不備事例」をご一読ください。

<申請前チェックリスト>

- ☐ 生ごみ減量処理機（乾燥減量型・分解消滅型）であることを確認した
- ☐ 申請額を正しく計算した
- ☐ 設置後に申請している
- ☐ 「千葉市内に住所を有することを証明できるもの」を添付した
- ☐ 「領収書※等、購入したことを証するもの」を添付した
- ☐ 「通帳の写し等、振込先が確認できるもの」を添付した
- ☐ （購入者と申請者が異なる場合は）委任状を添付した

※領収書とは一般的に、購入者氏名、メーカー、機種、購入金額、領収日、発行元、発行元の会社印が押印されているものを指します。ただし、インターネットで購入すると、発行元の会社印の押印がない場合もございますので、その場合は特例として認めています。

<不備事例>

申請時によくある不備事例について、件数が多い順に記載してあります。

①交付申請額の誤り

交付申請額は購入価格の1/2、上限額35,000円です。

100円未満切り捨てとなりますので、10円、1円単位まで記載しないでください。

また、1,000円未満切り捨てで記入しないようにご注意ください。

例) 購入金額 35,100円 → 交付申請額 ○ 17,500円
× 17,550円
× 17,000円

②交付申請額の訂正

交付申請額の訂正はできません。訂正印や訂正サインがあっても無効となり、再度新たな申請書を提出いただくことになります。

例) × 交付申請額 34,000
~~35,000円~~
千葉 太郎

③訂正サイン漏れ

訂正箇所に二重線を引いて訂正した際には、近くに訂正サインを記載してください。

例) ○ 振込先口座 B 銀行
千葉 太郎 × 振込先口座 B ~~A~~銀行

④適格請求書もしくは納品書の添付

「領収書等、購入したことを証するもの」として適格請求書もしくは納品書は認められません。

ネットで購入し、支払いをクレジットにした場合は、領収書の発行に時間がかかりますので、領収書が発行され次第、申請をお願いします。

⑤申請日と設置年月日の時系列矛盾

ネット購入により、納品日がいつ頃とわかる場合でも、実際に生ごみ減量処理機が納品、設置してからの申請をお願いします。

例 ○ 設置年月日 令和8年9月1日 申請日 令和8年9月2日
× 設置年月日 令和8年9月1日 申請日 令和8年8月31日

⑥（振込先口座がネット銀行の場合）添付書類の情報不足

振込先口座がネット銀行の場合、銀行名、支店名、預金種目、口座名義人すべてが載っている部分を添付書類として提出してください。不足情報については余白部分に補記をお願いします。

⑦申請書再提出時の振込先口座の変更

当初申請時において、申請書に不備があり申請書のみを再提出していただく際、当初申請時の振込先口座と異なる口座情報を記載されると、追加で新たな口座情報に関する書類も必要になりますので、ご注意ください。

⑧補助対象でないもので申請

生ごみ肥料化容器など、堆肥化を目的としたものは令和8年度からは対象外となります。購入された機器が補助対象であることをご確認のうえ申請してください。

⑨委任状の添付漏れ

申請者と購入者が異なる場合は、同一住所に住んでいたとしても委任状が必要となります。

委任状は委任者が全て記載することになりますが、書式は特に定めておりません。委任日、委任者、受任者、委任事項が記載されていればどのような形式でも差し支えございません。

⑩申請日と委任日の時系列矛盾

委任を受けてから申請となりますので、委任状の日付は申請日と同日かそれ以前の日付になります。

例 ○ 委任状の日付 令和8年9月1日 申請日 令和8年9月2日
× 委任状の日付 令和8年9月1日 申請日 令和8年8月31日